

## 常陸大宮駅西交流拠点基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 常陸大宮駅西交流拠点化構想に基づき、常陸大宮駅を中心とした子育て支援や多世代の市民交流の場となる駅西交流拠点整備を推進するため、常陸大宮駅西交流拠点基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 常陸大宮駅西交流拠点基本計画の策定に関する事項
- (2) その他常陸大宮駅西交流拠点基本計画を策定するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員22名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等の役職員
- (3) 市民の代表者
- (4) 市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。